

青森市漁港管理条例の制定について

1 制定理由

本市に所在する久栗坂漁港について、漁港管理者が令和 7 年 4 月 1 日をもって青森県から青森市に変更となることに伴い、漁港及び漁場の整備等に関する法律第 26 条の規定に基づき、市が管理する漁港の維持管理について必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするもの。

2 久栗坂漁港の概要

- (1) 名 称 久栗坂漁港
- (2) 所 在 地 青森市大字久栗坂
- (3) 漁港種別 第一種漁港（主に地元漁業者利用）
- (4) 施設規模



種 類	規 模	種 類	規 模
防 波 堤	307.3m	船 揚 場	286.3m
護 岸	432.8m	泊 地	39,601.0 m ²
突 堤	18.0m	道 路	443.8m
岸 壁	60.9m	漁港施設用地	19,941.2 m ²
物 揚 場	157.2m	標 識 類	8 基

- (5) 利用漁船 32 隻 (R6)
- (6) 水揚金額 169,801 千円 (R6)

3 管理者変更の経緯

漁港及び漁場の整備等に関する法律により、第一種漁港の管理者は漁港所在地の市町村となっているため、久栗坂漁港（第一種漁港）については、県が当該漁港の改修等完了後に、その管理を市に移管する旨協議を行ってきたところであり、令和 4 年度の漁港改修完了後 2 年の移行期間を経て令和 7 年 4 月 1 日から市が管理を行うこととなったもの。

4 制定概要

久栗坂漁港の管理が市に移管した後においても、従前と同様な維持管理が行われるよう規程を整備する。

- (1) 維持運営
漁港施設の維持、保全及び運営に関する事項を規定するもの。
- (2) 利用料等
漁港施設の利用料等を徴収する場合の料率に関する事項を定めるもの。
- (3) 利用を阻害する行為
漁港区域内の水域の利用を著しく阻害する行為の規制に関する事項を定めるもの。

5 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日